

令和 5 年

富岡町議会会議録

第 2 回臨時会

5 月 17 日 開会・閉会

富岡町議会

令和5年第2回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 5月17日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時00分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○臨時会招集理由の説明	3
○報告第 6号 専決処分の報告について	4
○議案第28号 専決処分の報告及びその承認について	5
○議案第29号 工事請負契約について	8
○閉会の宣告	13
閉 会（午前 9時45分）	13

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第2回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和5年5月17日（水）午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 臨時会招集理由の説明
日程第4 報告第6号 専決処分の報告について
日程第5 議案第28号 専決処分の報告及びその承認について
日程第6 議案第29号 工事請負契約について
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君

税務課長	齊藤	一宏	君
住民課長	猪狩	力	君
福祉課長	飯塚	裕之	君
健康づくり課長	黒澤	真也	君
生活環境課長	遠藤	博生	君
産業振興課長	原田	徳仁	君
都市整備課長	大森	研一	君
教育総務課長	松本	真樹	君
生涯学習課長	坂本	隆広	君
郡山支所長	佐藤	邦春	君
いわき支所長	猪狩	直恵	君
総務課長補佐 兼秘書係長	大和田	豊一	君
総務課長補佐 兼管財係長	福島	好邦	君
産業振興課 長補佐	佐藤	美津浩	君

○事務局職員出席者

参事兼 議事會事務局 局長	小林	元一
議會事務局長 兼庶務係長	杉本	亜季
議會事務局長 兼庶務係長	高橋	優斗

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 遠藤 一善君

7番 安藤 正純君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。令和5年第2回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招

集の理由を申し上げます。

本臨時会は、赤木地区基盤整備工事に係る専決処分の報告についての1件をご報告するとともに、富岡町税条例の一部改正に係る専決処分の報告及びその承認についての1件並びに富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事の仮契約が調いましたので、工事請負契約について1件の計3件について提出するものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○報告第6号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、報告第6号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 改めまして、おはようございます。それでは、報告第6号 専決処分の報告についての内容を説明いたします。

報告第6号別紙、専決処分書を御覧いただきたいと思います。今回報告いたします専決第6号は、令和4年12月15日に議会の議決をいただきました赤木地区基盤整備工事に係るものであり、工事請負契約金額を1億1,278万8,500円から199万4,300円減額した1億1,079万4,200円に変更したものでございます。

次に、報告第6号別紙資料を御覧いただきたいと思います。資料右側上段に主な変更内容を記載しております。主な変更内容といたしましては、支線農道第3号の排水路延長約130メートルの減であります。これは、排水路工の準備工として設置のり面の雑木刈り払いを行ったところ、のり面の崩落が確認されたため、排水路を敷設する際ののり面崩落箇所の切土やのり面整形が必要となることから、本工事での対応が困難であると判断し、整備する排水路の延長を減といたしましたものでございます。

この変更に伴い、工事請負金額を199万4,300円減額いたしましたので、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

なお、排水路の延長減に伴う水稲作付への影響でございますが、山側からの排水を受ける水路であることから、影響がないことを確認してございます。

また、今年度分の基盤整備工事に合わせて排水路を整備することとし、現在その施工方法を検討し

ていることを申し添えます。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号 専決処分の報告についての件を終わります。

○議案第28号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、議案第28号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第28号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、本年3月31日付で富岡町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告及び承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斉藤一宏君） おはようございます。それでは、議案第28号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。

地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律及び政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものであります。

今回の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行をはじめ、軽自動車税の環境性

能割の段階的な引上げに係る関係法令の整備などが主な改正内容となっております。

それでは、富岡町税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたします。議案第28号別紙資料、新旧対照表、第1条による改正、1ページから5ページを御覧ください。第34条の9第2項は、条文中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額」以下記載の文言を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」にそれぞれ改めるものです。

第36条の3の2は、第2項から第5項までをそれぞれ繰り下げ、第3項から第6項とし、条文中の項ずれを改め、扶養親族等申告書の簡素化を規定する第2項を新設するものです。

第38条は、見出し中「方法」を「方法等」に、第1項条文中の文言を改め、森林環境税の徴収方法を規定する第3項を新設するものです。

第41条は、条文中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に改め、以下、条文中の文言をそれぞれ改めるものです。

第44条は、第1項条文中の文言を改め、「所得割額及び均等割額」の次に括弧書きで「これと併せて賦課徴収を行う」以下記載の文言を加え、「によって」を「により」に、第2項から第6項までの条文中の文言をそれぞれ改めるものです。

5ページ中段から9ページを御覧ください。第46条は、条文中「施行規則第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、以下文言を改めるものです。

第47条は、第1項条文中の文言をそれぞれ改め、第2項条文中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号」以下記載の文言に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改めるものです。

第47条の2は、第1項条文中の文言をそれぞれ改め、「所得割額及び均等割額」の次に「これと併せて賦課徴収を行う」以下記載の括弧書きを加え、第2項までの条文中の文言を改めるものです。

第47条の6は、第1項から第2項条文中の文言をそれぞれ改め、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号」以下記載の文言に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改めるものです。

第48条は、第1項及び第5項条文中「施行規則第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」をそれぞれ加えるものです。

第50条は、第1項条文中「施行規則第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、第2項条文中の文言を改めるものです。

9ページ中段から11ページを御覧ください。第82条第1号条文中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準」以下記載の文言を加えるものです。

第98条第1項、第5項及び第101条第1項は、条文中「施行規則第34号の2の5様式」の次に「又

は第34号の2の5の2様式」をそれぞれ加えるものです。

附則第8条第1項は、条文中「令和6年度」を「令和9年度」に改め、附則第10条は、条文中「第15条の3の2まで」の次に「又は第63条」、「若しくは第63条」をそれぞれ加えるものです。

12ページから13ページを御覧ください。附則第10条の2は、第3項から第22項まで、法改正による項ずれを改め、第24項を削り、大規模改修が行われたマンションに対する税額割合を第24項として新設するものです。

13ページ下段から15ページを御覧ください。附則第10条の3は、第12項及び第13項を第13項及び第14項へ繰り下げ、条文中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」にそれぞれ改め、大規模修繕が行われたマンションに対する減額措置を受けるための規定を第12項として新設し、用途変更宅地に係る固定資産税の経過措置を附則第12条の3として新設するものです。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とし、第4項条文中「100分の10」を「100分の35」に改め、附則第15条の6は第3項を削るものです。

16ページから18ページを御覧ください。附則第16条は、第1項括弧書き中「第7項」を「第4項」に改め、第2項条文中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」にそれぞれ改め、第3項から第5項を削り、第6項を第3項に繰り上げ、条文中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号」以下記載の文言に、「第82条の規定の適用については」の次の文言を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄」以下の文言を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と」以下記載の文言にそれぞれ改め、第7項を第4項に繰り上げ、条文中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に、「、当該ガソリン軽自動車」から「種別割に限り」までを削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄」以下の文言を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と」以下記載の文言にそれぞれ改めるものです。

附則第16条の2は、第1項条文中「第7項」を「第4項」に、第3項条文中「100分の10」を「100分の35」にそれぞれ改めるものです。

19ページから20ページを御覧ください。附則第17条の2は、第1項及び第2項条文中「令和5年度」を「令和8年度」にそれぞれ改め、附則第25条は、条文中「。」以下の文言を削るものです。

新旧対照表、第2条による改正、21ページから22ページを御覧ください。固定資産税に関する経過措置、附則第3条第5項条文中「この場合において」以下の文言を削るものです。

説明は以上になります。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第29号 工事請負契約について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、議案第29号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第29号 工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） おはようございます。それでは、議案第29号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

本事業は、昨年3月16日に発生しました福島県沖を震源とした地震により被害を受けた富岡町総合体育館の耐震補強及び改修を実施し、施設の長寿命化を図り、安定した施設運営を行うための工事であり、財源については廃炉交付金基金により実施するものです。工事实施事業者の選定につきまして

は、4月28日に条件付一般競争入札が執行され、入札参加資格を有する3者が応札し、予定価格の範囲のうち、低入札調査基準価格を下回り、かつ最低金額を提示した事業者がありましたことから、富岡町低入札価格調査制度実施要領に基づき、5月9日に調査委員会を開催し、調査、審議の結果、契約相手方として適当であると決定されましたので、工事請負契約を仮契約いたしました。

それでは、別紙資料3ページ、議案第29号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書の写しであります。工事の名称は、富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事です。工事の場所は富岡町小浜地内、工期は着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和6年3月15日としております。工事請負代金の額は消費税を含め4億5,402万5,000円であり、請負者は福島県郡山市向河原町4番1号、仙建工業・桂建設特定建設工事共同企業体、取締役執行役員福島支店長、狩野安則です。

4ページに本契約に係る特約条項を、5ページには入札状況確認表を添付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

次に、資料7ページ、議案第29号別紙資料2を御覧ください。資料上段に事業目的と財源について記載をしておりますので、こちらにつきましてはご確認をお願いいたします。

それでは、今回実施をいたします主な工事の内容についてご説明を申し上げます。資料右側、4の工事概要、四角囲みの部分と資料左側の図面を併せて御覧ください。まず、1つ目、耐震補強工事の1つ目としまして、図面中段のオレンジの着色部、ステージ東側外壁部分にバットレスと呼ばれる控え壁を3か所設置するとともに、地震被害が多かったステージ4階部分の外壁、柱、はり、屋根について、撤去後、新設を行い、耐震性向上を図ります。

2つ目として、図面赤着色、網かけの部分となりますが、アリーナ天井部に水平ブレースと呼ばれます鉄骨の筋交いを新設し、地震発生時に体育館を支えている4本の柱に力を分散させるための工事を行います。

次に、その他改修工事として、施設の長寿命化を図るための工事についてご説明をいたします。1つ目の建築工事では、アリーナ部分の床材の張り替え及び天井改修工事を、ステージ部分につきましては床材の改修のほか、舞台装置や幕類をつるしている格子天井の入替えに併せ、舞台装置の改修を行います。また、建屋屋根の一部について、シート防水改修を行います。

最後に、電気工事としまして、アリーナ内照明器具をLED器具に更新を行い、施設の長寿命化を進めてまいります。

今後、来年春の体育館の利用再開に向け、安全第一に工事を進めてまいります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。入札状況確認表を見まして、低入札の調査基準価格

を下回ったということで調査をされて、履行可能と判断されたということなのですが、その調査内容、どういったことを調査されたのかということをお聞きしたいのと、あと低入札でありますので、下請などある場合の保護も必要になります。そのときの下請の支払い状況等の確認はどのようにされるのかというところ、それからあと品質管理というところで、配置技術者等の数も増えると思うのですが、その辺りの規定等々を教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

まず、今回の工事については金額が大きく、適正な履行を確保する観点から、低入札調査制度を適用して入札を執行したものでございます。低入札調査基準価格につきましては、予定価格算出の基礎となった直接工事費の97%、あと共通仮設費の90%、現場管理費の90%、あと一般管理費の68%の合計額に100分の110を乗じて得た額となりますが、この額が予定価格の10分の9.2を超える場合には10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5にすることとなっております。また、調査基準価格の92%未満の場合は失格となります。今回の入札においては、応札のあった3者のうち、最低価格で応札した1者が調査基準価格を14万6,000円下回ったため、一旦保留といたしまして、後日、当該低価格入札者と工事担当課等の出席を求めて低入札価格調査委員会を開催しまして、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目について調査を行った結果、適正な履行が可能であると判断されたため、落札決定となったものでございます。なお、この調査委員会は非公開でございまして、審議についても公開しないとなっているものですから、この場では詳細についてはお答えを控えさせていただきます。どうぞご理解よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

下請の適正な価格というところでもございました。調査でもさせていただいたところでもございまして、こちらにつきましては十分な金額で考えてはいるというところでもございまして、もちろん金額の調整については、そこまではできないところでもございました。あと、品質の確認でございます。こちらにつきましては、工事監理を発注してございます。こちらの監理者と共に発注者でも十分確認させていただいて、それで品質を確保していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。まず、調査は直工費、その他経費の確認であるということでした。それがもともと決まっているかとは思いますが、昨今資材等の高騰があつて、なかなか厳しい状況の中で、そういったところの見積りを取られた経緯とか、積算された経緯とかという調査はなかったのかどうかというのを確認したい。

それと、下請の支払い等の調査というのは、工事、今もちろん受注される時点では、しっかり払い

ますよということなのでしょうけれども、工事始まってからどういったスパンでお支払いがされるのか分かりませんが、その調査が必要だと思うのです。その辺りをどのようなタイミングで、随時やられると思うのですが、その辺りの確認をしたいということ。

それと、配置技術者の、監理の問題ではなくて、低入札なので、現場に配置される技術者の数、またその資格等々厳しくなると思うのですが、その辺りどういった対応をされるのかというのを聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 低入札価格調査委員会の際に低入札にかかった応札者の工事担当者呼びまして、ヒアリングを実施してございます。見積り等についてもヒアリングで確認はしております。あとは、配置等についても、先ほど申し上げましたとおり、審議内容については公開しないとされておるものですから、誠に申し訳ございませんが、詳細については申し上げられないのですが、ヒアリング、あと工事担当課からも意見を聴取したりして確認をしておりますことをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前 9時36分）

再 開 （午前 9時38分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

今回の調査委員会の中で、先ほど申しましたように、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目について調査をいたしました。最低価格での応札者ですが、まず予定価格に対しての直接工事費の割合ですが、95.06%、あと共通仮設費については76.57%、現場管理費については86.51%、一般管理費については79.67%、総額で91.97%という割合でございました。また、調査基準価格に対しての割合でございますが、直接工事費は99.29%、共通仮設費については86.19%、現場管理費については97.38%、一般管理費については118.71%、合計で99.96%という割合でございました。これらのことから、適正な工事の履行は確保できるものと判断されまして、委員会では落札者ということで決定されたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 下請のことに关してお答えさせていただきます。

施工の体制につきましては、まず初めに協力会社の体制等について、こちらに資料を提出していただいております。こちらにつきましては、金額も記載してございますので、そちらで確認してございます。支払い等につきましては、それについては元請会社にしっかりとするという指導は今後

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（福島好邦君） 配置技術予定者についてですが、入札公告で低入札調査価格を下回った場合、代表者と構成員とで2名配置することになっています。今回代表者で2名、構成員で1名出していただく形になっていますので、条件よりも厳しく出していただく形になっています。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この低入札価格調査があるのは、品質確保と、あと下請を保護していこうというところだと私思っているのですが、まず品質確保については、技術者、厳しい状況で配置されるということで、その辺、技術者がきちんと配置されて、しっかり監理していただく。町でも監理委託されているということで、町も実際しっかり入っていただきながら、しっかり品質管理に努めていただきたいと思います。

それと、先ほど都市整備課長からご答弁いただいた下請にお支払いのところは、元請を指導するのではなくて、本当にその金額払えているか、払われているか、その期間内に、そういった調査もする必要があると思うのですが、よく調べていただいて、そういう必要があればしっかりと随時確認していただかないと、下請の皆さんの保護になりませんので、その辺りも併せてお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご指導ありがとうございます。通常工事につきまして、そこまでというところではございましたが、ご意見いただきました。そちらについて、できる限り調査をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） これは、本当は契約の部類だから、契約で確認しなければならないのではないのか。どうなのだ。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時43分）

再 開 （午前 9時43分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり、適正な対応を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。
これより議案第29号 工事請負契約についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。
これにて令和5年第2回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前 9時45分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 遠 藤 一 善

議 員 安 藤 正 純